

医療情報化支援基金による医療機関・薬局への補助の見直し

- 顔認証付きカードリーダーは、医療機関・薬局に無償提供 (病院3台まで、診療所等1台)
- それ以外の費用は、補助を拡充※1 (病院向けに補助上限の引上げ・診療所等向けに定額補助の実施)

※1 オンライン資格確認の導入を原則として義務化することに伴い、閣議決定を行った令和4年6月7日から令和4年12月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込むとともに、令和5年2月末までにシステム事業者との契約を結んだ医療機関・薬局を対象 (上記申込期限は最も遅いケースであり、医療機関等はより早期の申込や契約が必要。)(従前どおり、令和5年3月末までに事業完了、同年6月末までに交付申請が必要)

	顔認証付きカードリーダーの申込時期	病院			大型チェーン薬局 (グループで処方箋の受付が月4万回以上の薬局)	診療所 薬局 (大型チェーン薬局以外)
顔認証付きカードリーダー提供台数	① 令和3年4月～令和4年6月6日	1台導入する場合	2台導入する場合	3台導入する場合	1台無償提供	1台無償提供
		105万円を上限に補助 ※事業額の210.1万円を上限に、その1/2を補助	100.1万円を上限に補助 ※事業額の200.2万円を上限に、その1/2を補助	95.1万円を上限に補助 ※事業額の190.3万円を上限に、その1/2を補助	21.4万円を上限に補助 ※事業額の42.9万円を上限に、その1/2を補助	32.1万円を上限に補助 ※事業額の42.9万円を上限に、その3/4を補助
	② 令和4年6月7日～	1台導入する場合	2台導入する場合	3台導入する場合	1台無償提供	1台無償提供
		210.1万円を上限に補助 ※事業額の420.2万円を上限に、その1/2を補助	200.2万円を上限に補助 ※事業額の400.4万円を上限に、その1/2を補助	190.3万円を上限に補助 ※事業額の380.6万円を上限に、その1/2を補助	同上	同上
その他の費用の補助内容						基準とする事業額42.9万円を上限に 実費補助

※ その他の費用：(1)マイナンバーカードの読取・資格確認等のソフトウェア・機器の導入、(2)ネットワーク環境の整備、(3)レセプトコンピュータ、電子カルテシステム等の既存システムの改修等。
 ※ 消費税分 (10%) も補助対象であり、上記の上限額は、消費税分を含む費用額
 ※ 令和3年3月末までに顔認証付きカードリーダーを申し込んだ医療機関・薬局については上限額まで実費を補助する特例を実施
 ※ ①の期間にカードリーダーを申し込んだ施設において、オンライン資格確認の運用が進んでいない状況に鑑み、迅速な運用を促進する観点から、令和4年6月7日から令和5年1月末までに運用開始した施設については、別途の補助を実施する (補助金交付済の施設を除く。別途の補助の内容は、①と②の差額とする)。
 ※ 補助の見直しについて、病院：過半数以上の病院が事業額の上限を超過していることを踏まえ、現行の補助上限額を見直し (補助率は1/2を維持)。診療所・薬局 (大型チェーン薬局以外)：経営規模を踏まえ、実費補助とする。
 大型チェーン薬局：補助基準内にほぼ収まっていることから、現状を維持。